公正競争規約施行規則

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。) は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年 法律第134号)第31条第1項の規定に基づきマ ーガリン類の取引について行う表示に関する事 項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止 し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及 び事業者間の公正な競争を確保することを目的 とする。

### (定義)

- 第2条 この規約で「マーガリン類」とは、マーガ リン及びファットスプレッドであって、それぞれ 次に掲げる基準に適合するものをいう。
  - (1) マーガリン

食用油脂(乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。)に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないでつくられた可そ性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率(食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。)が80%以上のものをいう。

(2) ファットスプレッド

次に掲げるものであって、油脂含有率が 80% 未満のものをいう。

- ア 食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷 練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしな いでつくられた可そ性のもの又は流動状の もの
- イ 食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをしてつくられた可そ性のものであって、風味原料の原材料に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあっては、カカオ分が2.5%未満であって、かつ、ココアバターが2%未満のものに限る。
- 2 この規約で「事業者」とは、マーガリン類を製造し、若しくは輸入して販売する者又はマーガリン類の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する者をいう。
- 3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための 手段として、事業者が自己の供給するマーガリン 類の取引に関する事項について行う広告その他

# 公正競争規約施行規則

- の表示であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示 及びこれらに添付した物による広告その他の 表 示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)
- (3) ポスター、看板 (プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電 気通信設備又は拡声器による放送を含む。)、映 写、演劇又は電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その 他の表示 (インターネット、パソコン通信等に よるものを含む。)

### (必要な表示事項)

- 第3条 事業者は、マーガリン類の容器又は包装に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、邦文で見やすい場所に明りょうに一括して表示しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30平方センチメートル以下であるものは、原材料名、賞味期限及び保存方法の表示事項を省略することができる。
  - (1) 名称

# (必要な表示事項)

第1条 マーガリン類の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第1項に掲げる事項は、第1号に掲げる方法に従い、第2号に掲げる様式により表示するものとする。

# (1) 方法

#### ア名称

- (ア) マーガリンにあっては「マーガリン」と表示すること。ただし、流動状のものにあっては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示すること。
- (イ) ファットスプレッドにあっては、「ファットスプレッド」(風味原料を加えたものにあっては「風味ファットスプレッド」)と表示すること。ただし、流動状のものにあっては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示し、糖類又ははちみつを加えたものにあっては、名称に次に括弧を付して「加糖」と表示すること。

# イ 油脂含有率

ファットスプレッドにあっては、パーセントの単位で、単位を明記して油脂含有率を表示すること。

(2) 油脂含有率 (ファットスプレッドに限る。)

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(3) 原材料名(食品添加物を含む。)	ウ 原材料名
	(ア) 使用した原材料を、次のaからcまで
	の区分により、それぞれaからcまでに
	定めるところにより表示すること。
	a 食用油脂にあっては、原材料に占める重
	量の割合の多いものから順に、「大豆油」、
	「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最
	も一般的な名称をもって表示すること。た
	だし、大豆油等の食用植物油脂にあっては
	「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂に
	あっては「食用動物油脂」と、硬化油等の
	食用精製加工油脂にあっては「食用精製加
	工油脂」と表示することができる。
	b 食用油脂及び食品添加物以外の原材料
	にあっては、原材料に占める重量の割合の
	多いものから順に、次に定めるところによ
	り表示すること。
	(a) 「粉乳」、「いちごジャム」、「食塩」、
	「カゼイン」、「からし」等とその最も一
	般的な名称をもって表示すること。ただ
	し、からしその他の香辛料にあっては、
	「香辛料」と表示することができる。
	(b) 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あ
	め」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、
	「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等
	とその最も一般的な名称をもって表示
	するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖に
	あっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、
	砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては
	「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混
	合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖
	液糖」と表示すること。ただし、ぶどう
	糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果
	糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂
	糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖
	ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖
	にあっては「砂糖・異性化液糖」と表示
	することができる。
	(c) 使用した砂糖類が2種類以上の場合
	は、(b)に規定にかかわらず、「砂糖類」
	又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、
	「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重
	量の割合の多いものから順に表示し、砂
	糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併
	用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」
	と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖
	を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖
	を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」
	と表示すること。ただし、砂糖及び砂糖
	混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、
	砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を
	併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高
	果糖液糖を併用する場合にあっては、
	「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。
	c 食品添加物にあっては、原材料に占める
	重量の割合の多いものから順に、食品衛生
	法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基
	準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第
	45号。以下「表示基準府令」という。) 第1
	条第2項第5号及び第4項、第11条並び
	に第12条の規定に基づき表示すること。た
	だし、栄養強化の目的で使用される食品添加がなる。
	加物にあっては、表示基準府令第 1 条第 2
	項第5号括弧書の規定にかかわらず、他の
	食品添加物と同様に表示すること。
	(イ) アレルギー物質を含む食品に関する表
	示をする場合は、表示基準府令第1条第2
	項第6号、第7号、第10号及び第13条
	並びに食品衛生法施行規則及び乳及び乳
	製品の成分規格等に関する省令の一部を
	改正する省令等の施行について(平成 13
	年 3 月 15 日食発第 79 号厚生労働省医薬
	局食品保健部長通知)の規定に基づき表示
(A) 4-5-B	すること。
(4) 内容量	工内容量
	計量法(平成4年法律第51号)に基づき、
	内容量をグラム又はキログラムの単位で、単
(▼) 25 n+ +n rp	位を明記して表示すること。
(5) 賞味期限	オー賞味期限
	次に定めるところにより表示すること。
	(ア) 製造から賞味期限までの期間が3月以
	内のものにあっては、次の例のいずれかに
	より表示すること。ただし、b、c又はd
	の場合であって、「.」を印字することが困
	難であるときは、「.」を省略することがで
	きる。この場合において、月又は日が1桁
	の場合は、2桁目を「0」と表示すること。
	a 平成 12 年 4 月 1 日
	b 12. 4. 1
	c 2000. 4. 1
	d 00. 4. 1
	(イ) 製造から賞味期限までの期間が3月を

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	超えるものにあっては、次に定めるとこ
	ろにより表示すること。
	a 次の例のいずれかにより表示するこ
	と。ただし、(b)、(c)又は(d)の場合で
	あって、「.」を印字することが困難であ
	るときは、「.」を省略することができる。
	この場合において、月が1桁の場合は、
	2桁目を「0」と表示すること。
	(a) 平成 12 年 4 月
	(b) 12. 4
	(c) 2000. 4
	(d) 00. 4
	b aの規定にかかわらず、(ア)に定める
	ところにより表示することができる。
(6) 保存方法	カー保存方法
	製品の特性に従って、「10℃以下で保存す
	ること」、「直射日光を避け、常温で保存す
	ること」、「常温で保存すること」等と表示
	すること。ただし、常温で保存するものに
	あっては、常温で保存する旨を省略するこ
	とができる。
(7) 原産国名(輸入品に限る)	キ 原産国名
	輸入品にあっては、「原産国○○」、「○○
	製」又は「○○産」(「○○」は国名)と原
	産国名を表示すること。
(8) 事業者の氏名又は名称及び住所	ク 事業者の氏名又は名称及び住所
	次の区分に応じ、次に掲げる事項を表示
	すること。
	(ア) 製造業者の場合
	「製造者」の文字、製造業者の氏名(法
	人にあっては、その名称。以下同じ。)及
	び製造所所在地。ただし、住所(法人に
	あっては、原則として本社所在地。以下
	同じ。)及び製造業者が消費者庁長官に
	届け出た製造所固有の記号(アラビア数
	字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの知会はことである。
	はこれらの組合せによるものに限る。以下同じ。)を表示することをもって、製造
	所所在地の表示に代えることができる。
	(イ) 販売業者の場合
	「販売者」の文字、販売業者の氏名及
	び住所並びに製造業者の氏名及び製造所
	所在地。ただし、販売業者の氏名及び住
	所の次に、製造業者及び販売業者が連名
	で消費者庁長官に届け出た製造業者の製
	「四泉つけ、八日に畑け田に衣坦木付り衣

造所固有の記号を表示することをもって、製造業者の氏名及び製造所所在地の

- 2 前項第1号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)に基づくマーガリン類品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1675号)第5条の規定に基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で表示しなければならない。ただし、商品名に「○○マーガリン」、「○○ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあっては、この限りではない。
- 3 ファットスプレッドにあっては、「マーガリン 類」の文字を第1項に規定する表示に隣接させて 表示するものとする。
- 4 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための識別マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づく特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省、農林水産省・経済産業省令第2号)に基づき表示しなければならない。

#### 公正競争規約施行規則

表示に代えることができる。

(ウ) 輸入業者の場合(輸入品に限る。) 「輸入者」の文字、輸入業者の氏名及 び住所。

#### (2) 様式

JAS法に基づく加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号。以下「加工食品品質表示基準」という。)の別記様式に基づき、次の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。

ア 表示を行う者が製造業者である場合

 名
 称

 油脂含有率
 原 材 料 名

 内 容 量
 賞 味 期 限

 保 存 方 法
 製 造 者

イ 表示を行う者が販売業者である場合

名 称 油脂含有率 原 材 料 名 内 容 量 賞 保 寿 居 限 保 存 匿 国 名 販 売 者

ウ 表示を行う者が輸入業者である場合

石油原内賞保原 含料 容期方国 下 中產 入

(上記ア~ウの備考)

- (ア) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景 の色と対照的な色とすること。
- (イ) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字 以上の大きさの統一のとれた活字とする こと。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあって は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 5.5 ポイントから 7.5 ポイントまでの大

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	きさの活字とすることができる。
	(ウ) マーガリンにあっては、この様式中「油

- 脂含有率」を省略すること。
- (エ) 上記イにおいて、輸入品以外のものにあ っては、この様式中「原産国名」を省略す ること。
- (オ) この様式中「名称」とあるのは、これに 代えて「品名」と表示することができる。
- (カ) 賞味期限をこの様式に従い表示するこ とが困難な場合には、この様式の賞味期限 の欄に表示場所を表示すれば、他の場所に 表示することができる。この場合において、 保存方法についても、この様式の保存方法 の欄に表示場所を表示すれば、賞味期限の 表示場所に近接して表示することができ
- (キ) この様式は、縦書きとすることができ
- (ク) この様式の枠を表示することが困難な 場合は、枠を省略することができる。
- 2 規約第3条第2項に規定する「マーガリン類」 の文字の大きさは、前項第2号に掲げる様式の備 考(イ)の規定に準ずるものとする。

(特定事項の表示基準)

- 第4条 事業者は、マーガリン類について、次の各 号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に 定めるところによらなければならない。
  - (1) 原料油脂名を用いた商品名 原料油脂名を用いて商品名を表示する場合 には、原料油脂のうち当該油脂が70%以上含有 していなければならない。
  - (2) 風味原料名を用いた商品名 風味原料名を用いて商品名を表示する場合 には、風味を特徴づけるのに十分な量を含有し ていなければならない。
  - (3) 植物性に関する事項

植物性である旨を表示する場合には、原料油 脂のうち植物性油脂の占める割合が 100%でな ければならない。なお、第2条第1項第2号イ に定めるファットスプレッドにあっては、これ に加えて、動物性の風味原料を使用しないもの でなければならない。

(4) 特定の栄養成分に関する事項

特定の栄養成分について、含有量が多い旨又 は少ない旨を表示する場合には、健康増進法(平 成14年法律第103号)に基づく栄養表示基準(平

成 15 年厚生労働省告示第 176 号)に基づき表示する。

(不当表示の禁止)

- 第5条 事業者は、マーガリン類について、次の各 号に掲げる表示をしてはならない。
  - (1) マーガリン及びファットスプレッドでない ものを、それぞれ、それらのものであるかのよ うに誤認されるおそれがある表示
  - (2) マーガリン類でないものをマーガリン類であるかのように誤認されるおそれがある表示
  - (3) マーガリン類をバターその他の乳製品であるかのように誤認されるおそれがある表示
  - (4) 原料油脂、風味原料その他の原材料(食品添加物を含む。)のいずれかに動物性のものが含まれている製品を純植物性のものであるかのように誤認されるおそれがある表示
  - (5) 他の事業者又は他の事業者が販売するマー ガリン類を中傷又は誹謗する表示
  - (6) 原材料、品質その他の内容について、実際の もの又は自己と競争関係にある他の事業者に 係るものよりも著しく優良であると誤認され るおそれがある表示
  - (7) マーガリン類が病気の予防等に効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示
  - (8) 歴史・伝説、製造技術、生産規模、生産設備、 販売量、販売比率及び企業の実態について実際 のもの又は自己と競争関係にある他の事業者 に係るものよりも著しく優位にあると誤認さ れるおそれがある表示
  - (9) 原産国について誤認されるおそれがある表示
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るマーガリン類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

(マーガリン公正取引協議会の設置)

- 第6条 この規約の目的を達成するため、マーガリン公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。
- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

#### 公正競争規約施行規則

(不当表示の禁止)

- 第2条 次の各号に掲げる事項は、規約第5条により表示してはならない表示に該当するものとする。
  - (1) 客観的事実の裏付けがない「○○成分多量」、 「○○をたっぷり」及び「最高級」等の誇大な 表現
  - (2) 牛や牧場の絵及びこれらによる社章
  - (3) マーガリン類の効能については、現在の学問 上明らかにされた限度を超えて誇大な表現を 用いること。

公正	語与	計	約
<u> ۱۱ ک</u>	元元. 一	ᄇᄼ	JEN'T

#### 公正競争規約施行規則

### (公正取引協議会の事業)

- 第7条 公正取引抗議会は、次の事業を行う。
  - この規約の内容の周知徹底に関すること。
  - (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
  - (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
  - (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実 の調査に関すること。
  - (5) この規約の規定に違反する事業者に対する 措置に関すること。
  - (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
  - (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公 正取引に関する法令の普及及び違反の防止に 関すること。
  - (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
  - (9) 会員に対する情報提供に関すること。
  - (10) その他この規約の施行に関すること。

#### (違反に対する調査)

- 第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条まで の規定又は第11条の規定に基づく規則に違反す る事実があると思料するときは、関係者を招致し て事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、 参考人から意見を求め、その他その事実について 必要な調査を行うことができる。
- 2 事業者は前項の規定に基づく公正取引協議会 の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査 に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべ き旨を文書をもって警告し、これに従わないとき は、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分を することができる。

### (違反に対する措置)

- 第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条まで の規定又は第11条の規定に基づく規則に違反す る行為があると認められるときは、その違反行為 を行った事業者に対し、その違反行為を排除する ために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と 同種又は類似の違反行為を再び行ってはならな い旨その他これらに関連する事項を実施すべき 旨を文書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができ

公正競争規約施行規則

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規 定により警告し、違約金を課し、又は除名処分を したときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費 者庁長官に報告するものとする。

## (違反に対する決定)

- 第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前 条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろ うとする場合には、採るべき措置の案(以下「決 定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送 付するものとする。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもっ て異議の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の意義の申立てがあっ た場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の 機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を 行い、それに基づいて措置の決定を行うものとす る。
- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に 意義の申立てがなかった場合には、速やかに決定 案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

### (規則の制定)

- 第 11 条 公正取引協議会は、この規約の実施及び 運営に関する事項について規則を定めることが できる。
- 2 前項の規則を定め、または変更しようとすると きは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の 承認を受けるものとする。

#### 附則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設 置法(平成21年法律第48号)の施行日から施行す | 長官の承認があった日から施行する。 る。

### 附則

この規約の変更は、平成28年4月1日から施行 する。

#### 附則

この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁